

## 第42回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会協議結果について

第42回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会で行った書面協議の実施概要及び協議結果等については、以下のとおりです。

### 1 実施概要

#### (1) 協議事項

道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について

特定非営利活動法人 ナスクル (平塚市)

道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請について

特定非営利活動法人 野の花ネットワーク (秦野市)

特定非営利活動法人 オンリーワン (秦野市)

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

特定非営利活動法人 外出支援サービス (伊勢原市)

ワーカーズ・コレクティブ ハミング

社会福祉法人 松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)

特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)

道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

特定非営利活動法人 みちびきケア (秦野市)

道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づく運送の対価の変更について

特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)

道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づく運送の対価以外の対価の変更について

特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)

(2) 協議方法 委員ごとに書面で承認し、「表決書」を作成する。

(3) 協議期間 令和5年2月3日(金)から2月9日(木)までの7日間

### 2 協議結果

(1) 表決書提出委員数 23名(委員23名中23名が提出)

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下、「要綱」)第8条第1項(委員の過半数出席)を書面協議の表決書提出数と読み替え、協議が成立したとする。

(2) 各事項の協議結果

単位 (人)

申請団体	承認	承認 しない	合計
特定非営利活動法人 ナスクル (平塚市)	23	0	23
特定非営利活動法人 野の花ネットワーク (秦野市)	23	0	23
特定非営利活動法人 オンリーワン (秦野市)	23	0	23
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	23	0	23
特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング (伊勢原市)	23	0	23
社会福祉法人 松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)	23	0	23
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)	23	0	23
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	23	0	23
特定非営利活動法人 みちびきケア (秦野市)	23	0	23
特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)	23	0	23
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)	23	0	23

上記各事業所の道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請、道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新登録申請、道路運送法第 79 条の 7 に基づく変更登録申請、道路運送法第 79 条の 8 及び同法施行規則第 51 条の 15 の規定に基づく運送の対価の変更、道路運送法第 79 条の 8 及び同法施行規則第 51 条の 15 の規定に基づく運送の対価以外の対価の変更については、承認多数により協議が調った旨報告します。なお、協議事項に対する各委員からの事前確認内容については以下のとおりです。事前確認内容に対し各市及び事業者が検討を行い下記のとおり対応した上で、各委員へ協議を依頼しました。

## (参考～各委員からの事前確認内容及び各市や事業者の対応状況～)

第42回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会へ提出された各申請に関する確認事項及び対応状況等は、以下のとおりです。

### 1 実施概要

#### (1) 確認事項及び報告事項

##### ①確認事項 道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について

特定非営利活動法人 ナスクル (平塚市)

##### 道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請について

特定非営利活動法人 野の花ネットワーク (秦野市)

特定非営利活動法人 オンリーワン (秦野市)

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

特定非営利活動法人 外出支援サービス (伊勢原市)

ワーカーズ・コレクティブ ハミング

社会福祉法人 松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)

特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)

##### 道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

特定非営利活動法人 みちびきケア (秦野市)

##### 道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づく運送の対価の変更について

特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)

##### 道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づく運送の対価以外の対価の変更について

特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)

##### ②報告事項 令和3年度福祉有償運送実績報告について

(2) 確認方法 委員ごとに書面を確認し、「確認表」を作成する。

(3) 確認期間 令和5年1月26日(木)から2月1日(水)までの7日間

## 2 確認結果

(1) 確認表提出委員数 23名 (委員23名中23名が提出)

(2) 申請内容等の確認結果

単位 (人)

申請団体	確認事項有	確認事項無	合計
特定非営利活動法人 ナスクル (平塚市)	1	22	23
特定非営利活動法人 野の花ネットワーク (秦野市)	0	23	23
特定非営利活動法人 オンリーワン (秦野市)	0	23	23
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	0	23	23
特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング (伊勢原市)	0	23	23
社会福祉法人 松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)	1	22	23
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)	1	22	23
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	2	21	23
特定非営利活動法人 みちびきケア (秦野市)	0	23	23
特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 (平塚市)	0	23	23
特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)	0	23	23

単位 (人)

	確認事項有	確認事項無	合計
令和3年度福祉有償運送実績報告書	0	23	23

申請内容に対する各委員からの確認事項については、各市及び事業者が検討のうえ下記のとおり対応いたします。

- (3) 申請内容に対する各委員からの確認事項と対応状況について  
 確認表で提出された申請内容に対する確認事項については、次のとおり対応いたしました。

①道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について  
 【特定非営利活動法人 ナスクル (平塚市)】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 2、P 3 複数乗車の場合同料金とありますが、例えば 2 名の旅客を 6 k m 運送する場合 2 名からそれぞれ初乗り 3 0 0 円を収受するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	資料 2、P 3 会費の欄に「都度会員」という項目がありますが、どういった方を想定したものでしょうか。	御指摘を頂いた「都度会員」の表記そのものに誤りがあったため、別紙のとおり資料 2 を修正いたします。

② 道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新登録申請について  
 【社会福祉法人 松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 4、P 1 3 提出のあった料金表は普段利用者向けに使用されているものでしょうか。タクシー運賃と比較するような表現が見受けられますが、対価の取扱いについての国交省自動車局長通達には「タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない」とあることから、利用者向けの料金表等ではタクシー運賃と比較するような表現は避けることが望ましいと考えます。	御指摘を踏まえ、別紙のとおり料金表を修正いたします。

③ 道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新登録申請について

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空（二宮町）】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 1、P 1 申請書の鑑について、6. 以降の項目（自動車の数及び種類ごとの数、旅客の範囲等）が確認できません。	御指摘を踏まえ、別紙のとおり資料 1 を修正いたします。

④ 道路運送法第 79 条の 7 に基づく変更登録申請について

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南（秦野市）】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料 1、P1 複数乗車の場合、運送の対価を乗車人数で割るとありますが、今回運送の対価を 170 円とすることにより 3 名乗車の際には割り切れない可能性があります。（例：5 km の運送の場合 $850 \text{円} \div 3 = 283.333$ ）複数乗車の場合の取り扱いについても具体的な検討をお願いいたします。	御指摘を踏まえ、複数乗車の場合の端数処理について次のとおり修正した資料を提出します。  複数乗車の場合は、運送の対価を乗車人数で割ったものとする。 <u>ただし、乗車人数で割った結果、一人当たりの対価の 1 の位が 0～4 の場合は、0 とし、5～9 の場合は、5 とする。</u>
2	資料 2、P 3～21 会員が 442 人で多いが、全員が実際に利用しているのか。1 ヶ月の利用者数はどうか。	現在、全ての会員が毎週使用するというものではなく、通院、通所等の必要な時に利用頂いています。  昨年 12 月は、延べ利用回数 516 回で、運転者一人当たり 28.6 回、運転者一人 1 日約 1 回の出勤となりました。  運転者により、又、日により、ばらつきはありますが、現在の運転者 18 人、車両 19 台で、旅客の利便性を損なう状況ではありません。

以 上